

**稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備工事
(設計・施工)
公募型プロポーザル実施要領**

令和7年9月

かすみがうら市都市建設部都市整備課

稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備工事（設計・施工）

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

平成9年4月に設置された稲吉ふれあい公園は、28年が経過し既存の遊具は老朽化が進んでいる状況である。少子化が著しくなっている現在、子どもたちの外遊びが減少し、魅力的でない都市公園の遊び場のイメージが創出されてしまっている。したがって、子どもたちの遊びの特性を踏まえた上で、都市公園における遊び場の安全性を一層高めるために、適切な安全措置を講ずることが必要である。本プロポーザルは、既存遊具を撤去した上で、より子どもたちが幅広く楽しめる都市公園としての魅力向上を図るため、多様な視点から検討を行い、新たな遊具の整備を行うことを目的とする。

2. プロポーザルの概要

- (1) 工事名称 稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備工事（設計・施工）
- (2) 工事場所 稲吉ふれあい公園内（かすみがうら市稲吉4丁目3685番地）
- (3) 内 容 事業者からの提案に基づき、稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備をデザインビルド方式によって設計及び施工を一括に行うものとする。
- (4) 工事概要以下に示す内容
 - ①稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備工事の設計（デザインを含む）及び監理業務
 - ②稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備工事の施工
- (5) 履行期間 契約日の翌日から令和8年3月16日（月）まで
- (6) 総事業費(上限額) 6,000,000円以内
(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む)
- (7) プロポーザル方式の種別 公募型プロポーザル方式

3. 業務の全体スケジュール

公募及び全体スケジュールは次の予定です。ただし、都合により変更となる場合があります。

項目	スケジュール
実施要領の公表	令和7年9月16日（火）
参加申請の受付	令和7年9月16日（火）～9月29日（月）
現地説明会	随時（希望者は連絡ください）
質問の受付	令和7年9月16日（火）～9月24日（水）
質問に対する回答期限	令和7年9月26日（金）
企画提案の受付	令和7年10月1日（水）～10月10日（金）
企画提案の評価（審査）	令和7年10月16日（木）
受注候補者選定結果の公表	令和7年10月17日（金）
契約の締結	令和7年10月下旬
施設の設計・施工	契約日の翌日～令和7年3月16日（月）
供用開始	令和8年3月17日（火）

4. 参加資格

- (1) 本事業を行う能力を有する単独法人及びグループで構成して応募ください。
- ①グループは、代表企業+協力企業の2以上の企業で構成するものとする。
 - ②単独及びグループの代表企業は、茨城県内に本店、支店等の営業所を有する法人であること。
 - ③応募の構成員は、他のグループの構成員を兼ねることはできません。
 - ④全てのグループ構成員が、(2)の事項を満たすこと。ただし、④及び⑤の条件については、構成団体の少なくとも1以上の構成員が資格を満たすこと。
- (2) 構成員に参加できるものは、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。
- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)に規定するものに該当しないものであること。
 - ②地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年以上を経過していること。
 - ③本店所在地が日本国内であること。
 - ④令和7年度かすみがうら市競争入札参加資格者として登録され、申請区分「建設工事」、申請業種「建築一式工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であり、かつ建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - ⑤設計について、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。
 - ⑥会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生の手続をしている法人等に該当しないこと。
 - ⑦かすみがうら市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けている法人等に該当しないこと。
 - ⑧かすみがうら市暴力団排除条例(平成23年3月29日条例第9号)第2条第1号に該当しないこと。
 - ⑨国税及び地方税を滞納していないこと。

5. 参加申請

(1) 提出期間

令和7年9月16日(火)から9月29日(月)まで(土日は除く)

※参加申請の受付は、午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)

(2) 提出先

提出は、持参又は郵送とします。

【提出先】

〒300-0192 かすみがうら市大和田562番地

かすみがうら市都市建設部都市整備課 Tel029-897-1111(内線2606)

※持参の場合は、書類の確認を行いますので事前にご連絡ください。

※郵送の場合は、提出期間内に必着とします。

(3) 提出書類等

参加申請には、次の書類を正本・副本各一部ずつ提出してください。

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②グループ構成概要書（様式第2号）
- ③関連業務実績概要書（任意様式）
- ④添付書類
 - ・会社概要（任意様式、パンフレット等可）※グループ構成員すべて
 - ・その他市長が必要と認める書類（指示があった場合に限る）

(4) 参加資格の確認

参加表明書を提出した者については、都市建設部都市整備課で参加申請書類及び参加資格等の確認を行います。参加資格を満たしている者には、企画提案書等の書類提出について、ご連絡及び通知します。

※参加資格を満たしていない場合でも、その旨ご連絡及び通知します。

6. 質疑及び回答

本要領及び要求水準書の内容に不明な点がある場合は、次のように質問を受け付けます。ただし、参加資格を満たしている者に限ります。

(1) 受付期間

令和7年9月16日（火）から9月24日（水）17時まで

(2) 提出先

かすみがうら市都市建設部都市整備課 TEL029-897-1111（内線2606）

E-mail: toshika@city.kasumigaura.lg.jp

(3) 提出方法

質問書（様式第3号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにて提出すること。その際、電子メールの件名に「稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備プロポーザル質問書」と記載すること。（※電話にて提出した旨を連絡すること。）

(4) 回答方法

提出された質問書に対する回答は、随時、この実施要領を掲示しているかすみがうら市ホームページにて公開する。

最終回答日 令和7年9月26日（金）

7. 企画提案

本プロポーザルに参加する者（以下「企画提案者」という）は、次の提出書類一式を作成して提出すること。提案数は、1グループにつき1案に限る。

(1) 提出期間

令和7年10月1日（水）から10月10日（金）まで（土日及び祝祭日を除く）

申請の受付は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く）

(2) 提出先

提出は、持参又は郵送とします。

【提出先】

〒300-0192 かすみがうら市大和田5 6 2 番地

かすみがうら市都市建設部都市整備課 TEL029-897-1111（内線 2606）

※持参の場合は、書類の確認を行いますので、事前にご連絡ください。

※郵送の場合は、提出期間内に必着とします。

（3）提出書類

提出書類は次の①から⑦で構成する

- ①企画提案書（表紙を作成し、グループ名及び全構成企業を記載すること）
- ②提案内容の概要図（レイアウト、建物間取予定図、完成予想イラストなど）
※整備内容全体のコンセプトやイメージが明示されていること
- ③製品の概略寸法、材質等のわかる図面
※想定イメージでも可とする
- ④設計及び工事費内訳書
設計費及び遊具撤去及び整備工事費を内訳ごとに分けること
- ⑤計画工程表
- ⑥実施体制調書（体制や技術力、専門性の強みや優位性に関することなど）
- ⑦配置予定技術者届出書（任意様式）

（4）提出部数

- ①提案書正本（①～⑦を綴り込み）【表紙に代表企業のみ押印あり】 1 部
- ②提案書副本（①～⑦を綴り込み）【押印なし】 1 0 部
- ③提案書副本電子データ（PDF形式）一式（CD-R等で提出）

8. 審査及び選定方法等

（1）受注候補者の選定は、提出された提案書類一式及び受注候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）でのプレゼンテーションによって決定します。

（2）審査の手続

①企画提案書類の確認

企画提案書類は、都市建設部都市整備課で確認を行い、企画提案者が選定審査対象から除外されないか確認いたします。企画提案者へは確認が出来次第、提案審査への出席（日時や場所等の詳細を含む）について、ご連絡いたします。

②提案審査

選定委員会による提案審査を令和7年10月16日（木）に実施します。提案審査では、プレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションの出席者はグループの代表者を含む3名以内までとさせていただきます。原則として各社20分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑応答）を順次個別に行います。

また、説明にあたり、説明者はパソコンやプロジェクター、スクリーンを使用することができる。この場合、機材は市が用意します。

なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも選定を行うものとします。ただし、選定委員の評価点の平均が、150点未満となった場合は受注候補者とは

しないこととします。

③候補者の選定

提案審査終了後、最優秀提案（第1位）の者を受注候補者として選定します。

(3) 審査基準及び配点

当市が設置する審査委員会における提案審査は、次の評価基準及び得点化基準のとおり内容を審査するものとする。評価点数は、評価基準の各評価項目における配点に得点化基準率を乗じた値を各項目の点数とし、各評価項目の合計を評価点数とする。

【評価基準】

評価項目	評価の着目点	配点
テーマやコンセプト	利用者の増加が見込める提案となっているか。また、話題性の向上や利便性向上などに寄与する提案となっているか。	30
	遊具が、公園の景観に合った魅力的な提案（形状、色調、配色等）となっているか。	30
	子どもたちの好奇心を刺激し、冒険感覚で様々な運動や遊びが体験できる遊具等が複数配置されているか。	30
建造物の種類・形態	色々な遊びの形態（のぼる、くぐる、滑る、滑走・滑降、懸垂、跳躍運動等）が盛り込まれているか。	30
	複数人が同時に利用できるが密集し難いよう構造的な工夫はされているか。	20
安全に対する配慮	遊具の組み合わせやバランスに一体性や協調性が講じられているか。	20
	設置する遊具へのからまり、引っ掛かり、落下、挟み込みなど、予期せぬケガ（ハザード）への対応が適切であるか。また、利用する対象年齢によるゾーニングがされており、遊び方や注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等が適切に配置されているか。	30
維持管理	遊具の使用期間が長寿命化するように耐久性に優れた材料を使用しているか。また、維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造・塗装となっているか。	30
事業実施体制に関する評価	事業の実施体制（設計、撤去、施工、工事監理等）は、構成員の適切な役割や責任の分担が明確で、技術者の配置や資格が適正であり、構成員の相互の強みが活かされているか。	20
事業工程計画に関する評価	設計から工事完了まで全体のスケジュールは適切で実効性のある計画であるか。また、事業全体の完了期間を短縮する工夫がされているか。	20
総工事価格による評価点	提案上限額の範囲内で、積極的な追加提案がされているか。	10
	費用対効果が高い提案となっているか。 ※上限金額に対する提案金額の率による評価ではない	10
実績に関する評価	過去に今回の工事に類似した設計・施工などに実績があり、創造性や安全性、技術力において評価できるか。	10
総合評価	提案書の内容をよく補完したプレゼンテーションとなっているか。また、積極的に取り組む意欲があるか。	10
合計		300

【得点化基準】

評価	判断基準	得点化基準率
A	特に優れている	1.0
B	優れている	0.7
C	普通	0.5
D	やや劣る	0.3
E	劣る	0.0

(4) 選定審査対象除外

次に掲げる事項に該当するときは選考対象から除外いたします。

①企画提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ・ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。
- ・虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- ・この要領に違反、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- ・その他不正行為が認められたとき。

②提案書類が次のいずれかに該当するとき。

- ・提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- ・定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ・提案書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- ・「設計及び工事費内訳書」に記載された総事業費が上限額を超過したとき。

9. 選定結果の通知・公表

(1) 事業者選定

選定は、選定委員会での評価を基に、評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を受注候補者として、第2位を次点候補者とします。

審査の結果、最高点のものが同点で2者以上ある場合は、評価項目の「テーマやコンセプト」の得点が高いものから順に受注候補者、次点候補者を決定します。それでもなお、同点の場合、評価項目の「構造物の種類・形態」の得点が高いものから順に受注候補者、次点候補者を決定します。

(2) 選定結果の通知予定時期

選定結果については、令和7年10月17日（金）にお知らせします。また、選定結果については、この実施要領を掲示しているかすみがうら市ホームページに掲載します。

10. 契約相手方の決定

- (1) 「9. 選定結果の通知・公表」において特定した受注候補者から見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して締結されるものとする。
- (3) 受注候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

11. 留意事項

- (1) 配置予定技術者届出書に記載した配置予定の監理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要がある場合には、市と協議の上、変更の可否を決定するものとする。
- (2) 追加文書の提出
当市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 資料等の目的外使用の禁止
当市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、当市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (4) 費用負担
本プロポーザルの参加に関する費用は、すべて企画提案者の負担とします。
- (5) 提出された書類等の取扱い・著作権
 - ①採択された企画提案書の著作権は市に帰属する。
 - ②本プロポーザルに関する公表・展示及びその他当市が必要と認める場合には、提案者の承諾を得ずに、企画提案書並びに提案内容の概要図等を市が無償で使用できるものとしします。
 - ③提出された書類等は、返却しないものとする。
 - ④提出された書類等は、かすみがうら市情報公開条例（平成17年3月28日条例第13号）に基づく情報公開の請求により開示することがあります。ただし、かすみがうら市個人情報保護条例（平成17年3月28日条例第14号）の保護措置の規定のものを除きます。
- (6) この要領に定めるもののほか、事業者選定に係る必要な事項については選定委員会が別に定める。
- (7) 本業務の実施にあたり必要な事項は、契約相手方となる事業者と協議し定める。

12. 問い合わせ先

〒300-0192 かすみがうら市大和田562番地
かすみがうら市都市建設部都市整備課
TEL 029-897-1111（内線2606）
FAX 029-897-1269
E-mail: toshika@city.kasumigaura.lg.jp